

## ○青少年育成鹿角市民会議広報紙広告掲載要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、青少年育成鹿角市民会議（以下「市民会議」という。）の新たな財源を確保するとともに、市民会議の活動活性化に資するため、市民会議が発行する広報紙への広告掲載に関して必要な事項を定めることを目的とする

### （広告掲載の基本方針）

第2条 広告掲載は、市民会議が発行する広報紙の紙面に支障を及ぼさない範囲内で行わなければならない。

2 広告掲載に係る業種及び事業者並びに広告内容に係る基準については、鹿角市広告掲載基準（平成20年鹿角市訓令第5号）に準ずるものとする。

3 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属その他の必要な事項を注記するものとする。

### （広告掲載の申込み）

第3条 広告掲載をしようとする者（以下「広告主」という。）は、この要綱及び鹿角市広告掲載基準（以下「要綱等」という。）を熟覧した上で、掲載しようとする広告の原稿及び当該原稿に係る資料を添えて、広告掲載申込書（様式第1号）を市民会議事務局に提出しなければならない。

### （広告掲載の位置）

第4条 広告掲載の位置は、市民会議事務局が決定する。

### （広告掲載料）

第5条 広告主は、市民会議会長が指定する期日までに、広告掲載料相当として会費を納付しなければならない。

2 会費の額は、3,000円とする。

3 既に納付した会費は、返還しない。

### （掲載広告に関する責任）

第6条 広告媒体に掲載した広告（以下「掲載広告」という。）に関する責任は、全て広告主が負わなければならない。

2 市民会議会長は、掲載広告の内容が、この要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該掲載広告の内容について事実を確認し、確認の結果、違反の事実が明らかとなったときは、必要な措置を講じなければならない。

3 広告主は、掲載広告に関し、第三者から損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任において解決しなければならない。

4 前項の措置に必要な一切の費用は、広告主の負担とする。

## 附 則

この要綱は、令和7年5月14日から施行し、同日以降に広告掲載するものについて適用する。